

家畜の所有者の皆様へ『定期報告書の時期になりました！』

日頃から当所の家畜防疫・衛生業務に対して御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、平成23年より家畜の所有者には、飼養目的に関わらず、家畜伝染病予防法の規定により、毎年2月1日時点における飼養している家畜の頭羽数及び飼養に係る衛生管理の状況等の報告が義務付けられています。

(小規模飼養者は、頭羽数のみを報告することになります。)

つきましては、令和2年2月1日時点における状況等を報告様式に記入のうえ、当所（農場所在地を所管する家畜保健衛生所）あてに送付くださるようお願いします。(裏面のとおり、①家畜の種類によって提出期限が、②飼養規模によって提出書類が異なります)。

なお、2月1日時点で対象の家畜の所有を中止し、その後も所有予定のない場合の提出は不要です。所有を中止した旨のご連絡をお願いします。

御不明な点があれば当所（本所防疫課）までお問い合わせください。

注 意 事 項

1. 飼養場所が複数ある場合
報告書は農場（飼育場所）ごとに作成してください。
2. 所有者の他に管理者が別にいる場合
報告書は家畜の所有者（別に管理者がいる場合はその者）が作成してください。
3. 1月末に家畜の出荷等を行い、通常の飼養頭羽数よりも相当程度少ない場合
家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合には、当該出荷又は移動を行った日の前日時点の頭羽数としてください。
4. 岐阜県の豚コレラ発生後、「飼養衛生管理基準の遵守状況チェック表」(提出不要)
が新しく示されました。これを参考に「飼養衛生管理基準の遵守状況」を提出してください。

(定期報告書送付先および問合せ先)

神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

(裏面に続く)

定期報告の対象家畜・提出期日・提出書類早見表

家畜の種類	提出期日	飼 養 規 模		
		小規模	中規模	大規模
牛	毎年4月15日	1頭	2頭以上で 大規模に該当 しない頭数	・成牛の場合は 200頭以上 ・育成牛等の場合は 3,000頭以上
水牛・馬	〃 4月15日	1頭	2頭以上 200頭未満	200頭以上
鹿・めん羊・山羊・ 豚・いのしし（イノ ブタ含む）	〃 4月15日	6頭未満	6頭以上 3,000頭未満	3,000頭以上
鶏・うずら	〃 6月15日	100羽未満	100羽以上 10万羽未満	10万羽以上
あひる（アイガモ含 む）・きじ・ほろほ ろ鳥・七面鳥	〃 6月15日	100羽未満	100羽以上 1万羽未満	1万羽以上
だちょう	〃 6月15日	10羽未満	10羽以上 1万羽未満	1万羽以上
提出書類	1. 基本情報	○	○	○
	2. 飼養衛生管理基準の遵守状況	不要	○ (該当家畜の頁)	○ (該当家畜の頁)
	3. 添付書類 (項目番号：1～9) 5：埋却用地等の確保の状況 6：大規模所有者の調査項目	不要	○ (1～5)	○ (1～6)
		○馬の飼養者のみ、5は不要 ○全ての項目で変更がない場合でも、 その旨を報告してください。		